

第7回浦安市廃棄物減量等推進審議会議事録

1.開催日時 平成15年6月30日(月) 午前10時~午前12時

2.開催場所 文化会館 中会議室

3.出席者

(委員)

横山会長、服部副会長、前野委員、原委員、吉村委員、小暮委員、相馬委員、
風巻委員、藤森委員、大塚委員、小林委員

(事務局)

村瀬部長、中村次長、黒岩クリーンセンター長、永井課長、上林課長補佐、岡崎係長、
峰崎係長、加藤副主査、吉泉副主査、平林副主査

4.議題

(1)第6回審議会の審議内容確認

(2)指定袋の規格について

(3)小口排出事業者の事業系ごみについて

5.議事の概要

第7回審議会

(1)第6回審議会の審議内容確認

【決定事項】

・指定袋製の導入時期としては、その他プラスチック製容器包装ごみの施設整備にあわせ平成17年度に実施する。

(2)6月21日に開催された廃棄物減量等推進員連絡会での推進員から指定袋制についての主な意見の連絡

(3)第7回審議会の審議内容

指定袋の規格(案)を事務局より示し審議がおこなわれた。

【決定事項】

規格については、市民が排出する時により良い規格を、審議会での審議内容を踏まえ事務局が作成すると決定します。

事業系ごみの収集については、処理費と収集運搬費を含めた額で徴収する。

【審議をおこなった事項】

排出条件については、事務局で調査・確認し再提案する。

6. 会議経過

事務局より、先に配付している第7回審議会の資料について説明をおこなった。

● 事務局 資料の説明。

(1) (上記概要にある) 第6回審議会の審議内容確認。

(2) 廃棄物減量等推進員連絡会での推進員からの主な意見

- ・ 指定袋の置き場所や分別の実効性を考えると指定袋は、4種類ではなく燃やせるごみ、燃やせないごみの2種類で足りる。
- ・ 指定袋だけではなく、ドイツで実施しているようなごみ箱(コンテナ)の設置をすればカラス対策の一環にもなる。
- ・ 現在、既に個人としては、プラスチック等のごみは袋を分けてだしているの
で、指定袋制は賛成である。

(3) 第7回審議会の審議事項について

指定袋の規格について 小口事業者の事業系ごみについて

- 会長 各審議委員には、指定袋制実施時を仮定した4種類のごみ袋のモニタリングをしていただきましたが、分別を体験した結果のご意見をお願いします。
- 審議委員 大きい袋を使うと場所をとる。袋がいっぱいになるまで使うと、「その他紙製容器ごみ」を入れる袋は1ヶ月かかった。家の中の保管場所を考えると大きい袋で、実施するのは無理があるのではないか。

「その他プラスチック製容器包装ごみ」などは、内容物が付着している物があり、油分の多いものは水でゆすいただけでは、取れない。結果、「燃やせるごみ」として扱うごみも多かった。「その他プラスチック製容器包装ごみ」の識別表示がされており、それに対し市民が分別に取組もうという姿勢をみせても、結局「燃やせるごみ」として扱うしかない物が多いことは、分別に対しての意識を殺ぐ結果になると感じた。

リサイクルが目的であれば、「その他プラスチック製容器包装ごみ」「その他紙製容器包装ごみ」用のコンテナを「びんや缶」のコンテナと同じように設置すれば、ビニールのごみ袋は必要ないし、収集作業も容易に済むのではないか。

- 審議委員 「その他プラスチック製容器包装ごみ」などの内容物が付着している物を除くと、「リサイクルできるごみが少ないな。」の意見に同感です。
- 審議委員 分別内容の用紙を冷蔵庫に貼り分別を実施したが、ごみ袋に分別内容の表示がされていないと分別しづらい。

「その他紙製容器包装ごみ」については、他の審議委員と同様に約1ヶ月で袋が満杯になった。その際に縛るところがないと扱わずらく持つところが必要に感じた。ま

た、一杯になったごみを再度、きちんと開いて整頓し縛ってみると約1 / 4ほどの容積になった。

- 審議委員 ごみ分別体験をしてみて、不必要な物の購入が多いことを実感した。指定袋制の分別を実施することにより、意識付けとなりごみの全体量が減ればよいと思う。

置く場所を考えて袋を作成する必要があることも感じた。小さい袋で毎週出さないと大きな袋では、袋が一杯になるまで一ヶ月位置いておくのは無理がある。テレビのごみの特集で、手近なところに小さなごみ袋を、家のいろいろなところに掛け捨てるというような事例も見たが、置く場所を考え袋の規定をきめる必要がある。

- 審議委員 形状として持つところがついていて、それを使い縛るときには上で縛れる袋が必要。分別表示も袋に必要な事も他の審議委員と同感です。
- 審議委員 家族に分別実施排出を依頼したが第一声が、「面倒くさい。」だった。審議委員の家族でさえ億劫がる様子があるので、市民全般同じ反応だと思われる。袋4種類揃えた時に、市民が実施してくれるのか心配になった。
- 審議委員 普段は2人世帯でごみが出ないのだが、この実施していた期間に子供世帯が3日程家に来ていた。やはり、その3日間は、いろいろな種類のごみが出た。4種類の袋があり、それにあわせ4種類の分別するのは手間がかかると感じた。
- 会長 モニタリングの意見を踏まえながら、実施していく方法を考えなくてはいいと思います。では、本日の議題の指定袋の規格について審議します。事務局で規格案を作成してあるので、事務局より説明願います。
- 事務局 規格案の説明の前に、資源ごみの中のペットボトルについて、施設整備の関係上指定袋に入れ収集する案を加えます。施設担当より説明します。
- 事務局（クリーンセンター長）

ペットボトルは、再資源化施設に昨年度年間約390トン処理している。処理上限は、年間約四百数十トンであり何年間後には上限に達します。そのことから、「その他プラスチック製容器包装ごみ」の再資源化施設と併用できるペットボトルの再資源化施設を検討しています。両方併せた処理量は概ね年間3,000トン弱の処理施設になると思われる。

「その他プラスチック製容器包装ごみ」は、細かい物もありごみ袋の収集でないと難しいと思われます。その処理は、ごみ袋のままベルトコンベアにのせ「破袋機」により自動的に袋を破り処理する予定です。同じラインを使い「その他プラスチック製容器包装ごみ」とは別の日程で、ペットボトルを処理する予定ですが、「破袋機」のある施設を使用することになります。その際に、ペットボトルを今までどおり網（ペ

ットボトル用収集ネット)の収集形態で継続しますと、網からペットボトルを出さなくてはならず、その作業のために人を要する事になり非常に効率が悪い。施設管理側としては、出来る事なら「その他プラスチック製容器包装ごみ」、「ペットボトル」は同じ形状(指定袋)で収集をすると施設での処理も容易になります。

また、施設内容とは異なりますが、クリーンセンターへの直接持込みごみも、指定袋制の主旨を考え指定袋を使用し持ち込んで頂くということで確認をお願いします。

- 事務局 配付した資料を使い、指定袋の規格案を説明。
 - 会長 今の説明の中に「その他紙製容器包装ごみ」と「その他プラスチック製容器包装ごみ」の袋の規格に45リットルがある理由について述べられていないが。
 - 事務局 その2種類については収集回数が週1回になると思われたので大きいサイズを追加しました。また、認定制度にした場合に市民が、袋のサイズを選べる選択肢を広げました。
 - 審議委員 見本を作製する事は出来るか。言葉の説明では判断が難しい。
 - 事務局 (前回の会議で他市の指定袋で大きさについては示しているが)最終的には紙面で大きさ規格の見本の図を作成する予定です。今までの審議委員の意見では取っ手付きがいいという意見が多いので取っ手付きの見本の図を作成するつもりです。
 - 審議委員 45リットルは、「その他紙製容器包装ごみ」「その他プラスチック製容器包装ごみ」については、やはり大き過ぎる気がする。
 - 事務局 規格の案ですので、審議会が必要ないとの判断であれば削除します。
 - 会長 浦安市の家族構成を考えると、多人数世帯は少ないので余り大きい袋は必要ないと考えるか、それとも多人数世帯もあるのだから大きい袋も用意して置くかとの選択になります。
 - 審議委員 前回の資料で浦安市の世帯平均人数約2人弱、1人~3人世帯が全体の80%を占めていた。それを考えると「その他プラスチック製容器包装ごみ」「その他紙製容器包装ごみ」については、週1回の収集があれば20リットルの袋があれば足りるし、それ以上の場合は20リットルの袋を2枚使えば45リットルの袋は必要ない。10リットル、15リットル、20リットルの袋の種類があれば足りると思われる。
- 地区の世帯のごみ出し状況をみると、一家庭からは週3日の収集の可燃ごみで、スーパー等のレジ袋(20リットル程度)の袋が多くて2つ位の排出です。特に「その他プラスチック製容器包装ごみ」などは、1週間に一度の収集があれば、45リットルの袋を使用するほどの量の排出はないと思われる。
- 会長 今の意見は、「その他紙製容器包装ごみ」、「その他プラスチック製容器包装ご

み」

についてですね。「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」については、先ほどの事務局からの説明があったとおりに、粗大ごみにならない程度の大きなごみ(20 リットルのポリタンク程度の大きさのごみ)まで指定袋で対処する必要上 45 リットルの袋は必要になります。

- 審議委員 30 リットルの袋で代用は無理か。
- 会長 粗大ごみになる手前の大きさのごみを入れるのは、無理だと思われる。
- 審議委員 その位の大きさの剪定枝など、市の収集車は持って行っていないようだが。
【*これについては、剪定枝などの束物は、長さ 50 センチメートル、直径 30 センチメートル以内にして排出をお願いします。それ以上は粗大ごみ扱いとなります。】
- 審議委員 先ほど 20 リットルの袋を 2 枚使えば 45 リットルの袋は不必要だとの意見がありました。しかし、袋の価格にもよりますが、20 リットルの袋を 2 枚使った時のほうが、45 リットルの袋 1 枚にいった場合より購入費がかかるようであれば、45 リットルの袋を使用する。また、子どものおもちゃのような大きなごみは、45 リットルの袋を使う。袋の価格によっても使用する袋は変わってくる。
- 審議委員 実施した場合に、市が指定しても、小売店・販売店では 45 リットルの袋の売れ行きが悪ければ在庫を置かなくなる。元町のように雑貨屋がない新町では、スーパーやコンビニエンスストアでしか販売がされない。スーパーやコンビニエンスストアで、売れる対象の袋の規格を考える必要があると思われる。
- 会長 売れる物を、考えるのはお店が考えることです。袋の大きさについては、粗大ごみよりやや小さいごみ、例えばポリタンクなどをごみとして出す人は、それが入る指定袋(45 リットル)がないとごみを出せません。
- 審議委員 ポリタンクなどのごみを、袋に入れずそのまま排出した場合に収集されない等の議論は、まだ審議会ですていない。
- 会長 指定袋制度とは、指定袋の対象となるごみは全部袋に入れる制度です。
- 審議委員 それは、市の方で明確にしていないのではないか。
- 事務局 原則は、対象となる全部のごみを、袋に入れ排出して頂きます。特に「燃やせないごみ」「燃やせるごみ」については、粗大ごみより、やや小さいごみについて入る大きさの袋がないと排出できません。そのために 45 リットルの袋の大きさを設定しました。

他の「その他プラスチック製容器包装ごみ」「その他紙製容器包装ごみ」については、これは規格の案の段階ですので、「45 リットルの袋は不必要である。」という意見

についても推察できます。

資料にあるように、他市の最小の袋の大きさは、まちまちであります。最小については、先ほど審議委員から出ていたように、浦安市の平均的な世帯構成人数を考えると個人的な意見ではありますが最小の大きさは 10 リットル程度でもよいのかと思われます。

45 リットルの大きさについては、ごみの排出・収集は指定袋で統一すると考えますので、粗大ごみよりやや小さい大きさのごみが入るごみ袋が必要になるために大きさの設定したものです。

- 審議委員 ごみの減量をめざしているのに、ポリタンクをわざわざ余分な 45 リットルの大きな袋に入れ排出しなくてはならないのか。
- 審議委員 ポリタンクは大きさの目安として例示されただけです。ポリタンク程度の大きさのごみ全てについて、指定袋に入れ排出をしなくてはならない。
- 審議委員 それを袋に入れ排出しなくてはならないのか。
- 審議委員 剪定枝やおもちゃ等のごみについても袋に入れ排出するため、それを入れる 45 リットルの袋が必要だ。また、ポリタンクは粗大ごみになるのではないか。
- 事務局 20 リットルのポリタンクの大きさまで、粗大ごみにはならず「燃やせるごみ」です。
- 審議委員 原則、全てのごみを袋に入れ排出する場合に、ポリタンク程度の大きさのごみが出た際に入れるごみ袋を想定したために、45 リットルの袋があると思われる。
- 審議委員 それなら「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」にそれぞれ 45 リットルの袋を作成せず、45 リットルの袋は 1 種類でよいのではないか。
- 会長 もう 1 種類の別の袋を作成するということですか。
- 審議委員 いや、「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」共通の袋として 45 リットルを作成するという事です。
- 事務局 袋は種類ごとに色分け予定です。
- 審議委員 45 リットルの袋を目的別に作成しても使う頻度が少なく、売れる数が減り販売店が店に置かなくなるのではないか。
- 審議委員 その可能性はあると思う。しかし、その時に例えば市から、取り扱い販売店に 45 リットルの袋を店頭で置くよう依頼したり、公民館に置いたり方法を考えればよい。
- 審議委員 それを考えておく必要がありますね。規格として、マチ付きを作れば 30 リットルで足りるのではないか。

- 事務局 値段が跳ね上がる可能性があります。
- 審議委員 検討する必要があるのではないかと。
- 審議委員 ペットボトルは、「その他プラスチック製容器包装ごみ」の袋と一緒に入れてよいのか。ペットボトルの専用の袋が必要であれば 5 種類の袋になるのではないかと。
- 会長 4 種類ですが、「プラスチック製容器包装ごみ」の袋は【ペットボトル】と【その他プラスチック製容器包装ごみ】を分けて入れるので袋としては、全部で 5 枚必要になる。
- 審議委員 家の中では 5 枚の袋が必要になり、それに加えて缶・びん・牛乳パックをひとつの袋に入れて置いておくと 6 枚の袋が必要になる。
- 審議委員 ごみを捨てる側から考えると、その種類の他に大きさを用意しなければなりません。それだけの種類があった場合に同じ種類の袋を購入するのであれば、大きさを価格差が少なければ、大きい 45 リットルの袋を選び袋がいっぱいになるまで待つて排出することになります。

その時には、45 リットルの袋の中には、スーパーのレジ袋に入れられたごみは何袋も入ってくることが予想される。例えば、ペットボトルのごみを家の中において置くには場所をとるので、45 リットルの袋を屋外に置き、ペットボトルのごみは取り合えずレジ袋に入れ溜まるまで待ち、それがいっぱいになったらレジ袋ごと屋外の 45 リットルの指定袋に捨てることも考えられる。このような過重包装されたごみは、処理する時に問題はないのか。

- 事務局 「ペットボトル」と「その他プラスチック製容器包装ごみ」については同じ規格の袋を使い、それぞれ別の袋に入れ排出して頂くことになります。

「ペットボトル」については、今の集積所のペットボトル用のネットに入れる作業と同じように、指定袋には蓋を取り軽く濯いで潰して「ペットボトル」のみを入れて頂くことになります。今現在は、ペットボトルをネットに入れる際に潰さないで入れる方も多いが、指定袋を自分で購入した際には、袋に出来るだけ沢山入れるためにペットボトルを潰してから入れることになると思います。

- 会長 過重包装で排出されるのはまずいのですね。
- 事務局 破袋機も万能ではないのでなるべく同じ大きさの袋がよい。過重包装されていと二つめの袋を破るのに人手が必要になる恐れがあります。
- 審議委員 過重包装の可能性がある 45 リットルの袋は、過重包装により処理上の手間が予想されるのであれば、45 リットル袋があまり使われないように販売価格を 45

リットルの袋を高く、小さい袋を安くする等の人間の行動や心理を考えて、時間をかけ規格の設定や金額を決定するべきでないか。

企業側を引き入れて、既製品のごみの発生抑制も考えるべきでないか。

- 会長 企業側も引き入れた発生抑制については、(各種リサイクル法などの)法律も制定・施行がされてきてはいるのですが。
- 審議委員 45 リットルの袋の話の中で、色分けで種類を分ける話があったが 45 リットルは同一の一枚共通の袋にして、排出者が排出の際にマジック等で色ラインを引くなどすれば 1 枚の袋で足りるのではないか。
- 会長 ごみに対し意識の高い人でないと協力を頂くのは難しいのではないか。
- 審議委員 ペットボトルの排出・収集を指定袋で実施することは決定ですか。
- 事務局 まだ決定ではないが、出来ればそれで実施したい。
- 審議委員 指定袋で収集した時に、ペットボトルは軽いので天蓋車で収集した際に飛んでしまうのではないか。
- 審議委員 場所を取ることを考えると、大きい袋に入れて溜めて出すよりも 1 週間に一度出す機会があればその時に排出すると思う。

これは、メーカーにお願いすることなのだが、ペットボトルのラベルを剥がす作業はミシン目は入っているが結構大変なので、どうにかならないか。また、潰す作業も大変で労力がいる。お年よりなどは、ペットボトルを潰せない方などが、ごみを溜め込んで便利屋さんなどに費用を払い片付けてもらっている事もある。排出者としては、ごみは、早めに出したいのが心情である。

【ペットボトルのラベルについては、浦安市から指定法人へ引き渡し、そこで一括処理にて剥がしていますので特に剥がさなくても大丈夫です。】

- 審議委員 ペットボトルについて、収集車で持っていく時に、車の中で潰すことは出来ないのか。
- 事務局 現在はペットボトルをネットで収集していますので、天蓋車で収集を行っていますが、指定袋制になった際には、屋根がありごみ(ペットボトル)を潰すことの出来るパッカー車の収集も検討しています。
- 審議委員 「ペットボトル」と「その他プラスチック製容器包装ごみ」は同じ車では収集しないということですか。また、収集は別の日の収集ですか。
- 事務局 別の車で収集します。収集日については、まだ決まっていません。
- 事務局 ペットボトルの収集体制については、ステーションを使った収集方法を取るのか、戸別収集を実施するのか検討中です。ただ、袋の種類はなるべく増やさないと

うに収集体制・回数を考えています。

- 事務局 作業をする現場の意見ですが、「その他プラスチック製容器包装ごみ」の収集が始まるとペットボトルとあわせて、今現在年間 400 トンの量が年間 3,000 トンの量になります。このため、同じ収集条件の指定袋にしないと現場が混乱する原因になります。
- 審議委員 現行のネットを継続して、収集の際にネットから出しパッカー車に積みばペットボトル用の指定袋は要らず、再資源化施設内でのネットをはずす作業も必要なくなるのではないかと。
- 審議委員 後は収集の際の作業時間が問題になる。収集現場でネットから出し車に積み込む作業は難しいのではないかと。
- 審議委員 「プラスチック製容器包装ごみ」が 3,000 トンに増えるということだが、それは「燃やせるごみ」が減ってそちらに移ることだと思う。作業の減る分は考えられているのか。
- 会長 実際の作業の現場は理解できないところもあるが、審議会としての規格の案は決めなくてはなりません。
- 事務局 本日、事務局から規格案を提案し審議委員の皆様にご意見を伺ったところですが、それに基づいて規格案を事務局で考え作成いたします。また、答申の段階では具体的な規格は載せることはないと思われませんが、審議委員の皆様方の意見を真摯に受け止め規格案を作成させていただきます。
- 会長 規格については、市民が排出する時により良い規格を、審議会での審議内容を踏まえ事務局が作成すると決定します。
- 審議委員 ごみ袋の表示の色についてですが、黄色は非常に見にくいので使わないほうがよい。規格の色について、作業日程的が急がないのであれば、市内小学校 4 年生はごみの学習があるので、その際に子供たちから「燃やせるごみ」等の色のイメージを聞いてみるなどし参考にしたい。また、それにより子供たちにもごみの分別に対する意識を持たせたい。
- 審議委員 事務局よりは、再資源化するコストを考えて規格案をだしてもらったのだと思う。しかし、市民側からすれば家の中に 4 袋も 5 袋も置いたり、ペットボトルは潰して出す等をすべての市民・家庭で実施することが出来るのかは疑問がある。

また、「その他プラスチック製包装容器ごみ」「その他紙製容器包装ごみ」の指定袋については、単身世帯や二人世帯が増えていることを考慮し 20 リットルだけでなく、10 リットルなどの小さな袋を加えて頂きたい。

- 会長 再度になりますが、規格については、市民が排出する時により良い規格を、審議会での審議内容を踏まえ事務局が作成すると決定します。

次の議題の「小口排出事業者の事業系ごみの収集について」の審議に入ります。事務局より説明をお願いします。

- 事務局 小口排出事業者の事業系ごみの収集についてですが、平成8年度にこちらの浦安市廃棄物減量等推進審議会にて提言がなされています。提言内容は「事業活動に伴って発生したごみは、事業者自ら処理を行うか、処理手数料を支払い、クリーンセンターへ搬入することとなっていますが、実際は家庭の収集場所に排出されているものが見受けられます。

また、中小規模の事業者などは、市の許可業者へ委託出来なかったり、クリーンセンターへ自己搬入することが出来ないケースなども考えられます。

これらを解決し、家庭系ごみと事業系ごみを区分していくため、処理手数料と収集運搬料の相当額を盛り込んだ指定袋などの導入を検討されるよう提言します。」です。

- 事務局 (つづいて配付した資料を使い小口事業者の事業系ごみについて、浦安市の現状と現状による収集の必要性を説明。)

小口排出事業者の一般収集を実施した場合の費用負担について審議をお願いいたします。

(費用負担について、事務局で視察した他の自治体状況等の資料を使い説明。)

- 会長 平成8年に審議会より提言を行った小口事業者の事業系ごみの費用負担については、今までに何故実施しなかったのかという疑問があがる位に当然のことだと思われれます。このことについては、審議委員の皆様とも共通認識だと思われれますがご意見ををお願いします。
- 審議委員 小口排出事業者の排出ごみについては、行政側で検討すべき事項である。
- 会長 廃棄物減量等審議会は、市民の排出するごみだけでなく市の中に排出される全部のごみを考えるべきであり、諮問が出ていますので審議をお願いします。
- 審議委員 商工会(小口排出事業者)としては、決定事項には全て従うつもりです。
- 審議委員 事業系ごみ(小口排出事業者)も指定袋等を実施しないのは不十分である。
- 審議委員 小口排出事業者における「事業系ごみ」と「家庭系ごみ」の区分けはどうなりますか。
- 事務局 事業として出るごみは全て「事業系ごみ」となります。
- 審議委員 事業系ごみが、適正排出されないために今回の諮問が出た経緯だと思われる。対応については、小口排出事業者を定義せず実施する方法と小口排出事業者を定

義して実施する方法があると思う。

- 事務局 小口排出事業者の定義は、ごみの排出量で定義するつもりです。
- 事務局 事業系のごみは、原則としては事業者が自らの責任において処理すべきものです。しかし現在、飲食店などの商店では、ごみ量が少ないこともあり日常の家庭ごみと混ぜて排出されるところも見受けられます。その方たちについても、事業系として自らの責任で処理をいただく主旨で行うものです。その基準や判断については、排出量で決めることとなります。当然に、一般廃棄物の許可業者との契約が可能などころは契約して処理していただきます。
- 会長 事業系ごみとして、処理契約が出来るまでいたらないところは、小口排出事業者として考えるでよいか。
- 審議委員 小口排出事業者という名目だが、実質的には収集契約等の適正排出をしていない事業者を対象としているのか。
- 事務局 おっしゃるとおり、一般収集の家庭ごみと一緒に事業ごみを混ぜて出している事業者が対象です。
- 審議委員 事業者は一般の生活の家庭ごみは排出出来ないのか。
- 事務局 店舗と住居が一緒の方の場合は、家庭のごみのごみ袋と事業で出るごみ袋と分けて排出して頂くこととなります。
- 審議委員 販売店が、ごみの袋を販売するときには、種類や方法が多いため複雑になる。
- 事務局 行政から事業者に対し啓発が必要不可欠になると思われれます。方法は、指定袋制にするか、シール制にするかは事業者が協力して頂ける方法をとります。
- 審議委員 自動販売機の空き缶は事業系ごみになるが、近所では自動販売機の設置者が処理することになっているが、一部しか実施されていないのが現実だと思う。

また、紙類の中にも一般家庭から排出された物だけでなく、あきらかに古本屋等の事業者から排出されたと思われる物もある。市がお金を掛けて収集選別をしている訳です。対処について方法がないのか。

- 事務局 事業者からの缶や紙類の資源排出についてですが、事業者に対し指定袋等で処理費等の負担を義務付けることにより、基本的には、事業者許可業者と契約をして頂く等の自らの責任において処理して頂くか、指定袋等を購入し排出する2通りとなります。

今の例であった本屋で、家庭系一般収集ごみの中に、事業系と思われる紙資源が排出された場合は追跡調査し契約状況などを確認する予定です。

小口排出事業者については、事業系の指定袋若しくはシールで扱った場合には必ず店頭に出されます。市としてその状況を見て、市が決定した量より多い場合は許可業者と契約するよう指導します。

- 審議委員 資料の中で、調布市について「紙類は資源のため無料」となっているがどのようなことか。
- 事務局 調布では、小口排出事業者の資源ごみのびん、缶、ペット紙類は一般家庭ごみとしての扱いをしていますので、処理料金は無料となります。
- 会長 審議会としては、「事業系ごみを収集する。」ということで決定します。
費用負担については、処理費等をどこまで徴収するかについての審議をします。
- 事務局 事業系ごみですので、本来的には自らの責任で処理をすべきところですが、その点から処理費は当然徴収したいのですが、市の委託車両を使って収集しますので、出来れば運搬料を含んだ額で徴収したいと考えています。
- 会長 審議会として、「事業系ごみの収集については、処理費と収集運搬費を含めた額で徴収する。」と決定します。排出条件について事務局から説明があります。
- 事務局 本来は、許可業者との契約をおこない収集をする事です。他市をみると10キログラム以下のごみ量について指定袋等を使い収集しているようですが、10キログラムで設定しますと現在許可業者と契約している事業者まで指定袋を使用して排出するようになってしまうので、調査検討をします。
- 会長 排出条件については、事務局で確認し再提案して頂きます。
- 事務局 次回審議会は、7月29日(火)の予定です。

7. 傍聴者 0名